

外国人のための税務相談会 2016

無料
予約が必要

豊橋市国際交流協会では、外国人のための税務相談会を

ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語の通訳付きで開催します。

- 2015年に年末調整を受けていない方
- 平成27年に勤め先をやめた方
- 扶養家族の申請をしなかった方（扶養家族のため外国へ送金した方も含む）
- 2か所以上の職場から給与をもらった方
- 世帯合計で一定額以上の医療費を支払った方（10万以上）
- 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

と き： 平成28年2月7日（日） + 行政書士相談
2月14日（日） + 弁護士相談

時間： 10:00 ~ 16:00

場所： 豊橋市役所13階 講堂

通訳： ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語

予約： 必ず必要（電話、メール）（1.フルネーム、

2.市町村、3.国籍、4.電話番号、5.何年度分、6.申告内容）

定員： 一日に80名まで（先着順）

主催： 豊橋市国際交流協会

共催： 東海税理士会豊橋支部、豊橋市

NPO法人ABT豊橋ブラジル協会

必要な書類：

源泉徴収票（原本）、在留カード、

パスポート、銀行の通帳、印鑑、外国

の扶養家族に送金している場合は：

出生証明書や結婚証明書（必ず

原本で日本語の訳付き）、送金

依頼書、国民保険、社会保険、生命

保険の支払額のわかるもの、医療

機関発行の領収書（10万円以上）。

（書類は申告の内容により異なります）

同時開催

専門家による無料相談会（予約不要・先着順）

2月7日のみ

行政書士の無料相談（ビザ、帰化、マイナンバーなど）

協力：愛知県行政書士会 東三支部 小柳津えみ

2月14日のみ

法律無料相談（国際結婚や離婚、年金協定、労働法など）

協力：外国人法事務弁護士事務所 デイジ島袋

問合せ・予約：

豊橋市国際交流協会（駅前大通2-33-1 開発ビル3階）

電話番号：0532-55-3671（10:00~17:00） メール：guida@kr.tcp-ip.or.jp

携帯：080-9115-3303（当日）